

「二級河川海蔵川水系河川整備計画（原案）」に対するご意見とそれに対する県の考え方

- 1 意見公募期間：令和7年12月26日から令和8年1月25日まで
- 2 意見数：1件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	0件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	0件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	0件
	合計 1件

○主な対応状況

番号	原案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P. 18~21 4. 1. 3	<p>海蔵川において、海蔵橋より下流の工事は30年ほど前にほとんど完了していると、県土木の担当者よりお聞きいたしました。堤外地(川表)側の記載ばかりが整備計画(案)に記載されておりますが、堤内地(川裏)側についてはあまり触れられておりません。堤防の強度は両方の法面にて強度が保たれており、表側ばかりの工事を実施しても、裏側の工事がなされないと堤防の一部が洪水時に浸水した場合、堤防が崩壊する危険が大と判断しますが、実際に整備計画には盛り込まれて無いのでしょうか。堤防の耐震工事はされているのですか。</p> <p>現地への点検パトロールは実施されていますか。一昨年の桜樹木が倒木し、そのままになっていたのですが、最近になってようやく、片付けていただきました。その間、根の部分はえぐれたままでした。護岸のコンクリートの目地部分から芽が出て、法面のコンクリートを割って出ている樹木もあります。ぜひ、一度、現地パトロールを実施していただき、現状把握していただきたいと希望いたします。</p>	②	<p><u>①堤防の整備（堤内地側及び耐震対策）について</u> 本計画の河川管理施設の維持では、「堤防及び護岸の維持については、定期点検により法崩れ、ひび割れ、漏水、沈下等の異常がないかを確認する。異常が確認された場合には、必要な対策を実施し堤体の機能維持に努める。」と記述しており、ご指摘の堤内地側（川裏側）も含め、堤防全体の機能維持に努めてまいります。 また、耐震対策については、本計画に記載の通り、河口から新開橋付近の区間を対象に実施することとしています。</p> <p><u>②施設の維持管理（点検パトロール）について</u> 三重県では、河川パトロール等で現地の状況把握に努め、施設の機能に支障がある箇所については、必要に応じて対策を実施しております。 いただいたご意見は、今後の河川管理における参考とさせていただきます。</p>